

令和3年度 宮崎県障害福祉分野就職支援金貸付募集要項

宮崎県社会福祉協議会

1 貸付の目的

他業種で働いていた方等が、新たに障害福祉分野における障害福祉職として就職する際に必要な経費を支援金として貸し付けることにより、障害福祉職への参入を促進し、人材を確保する。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

項 目	概 要
貸付対象者	<p>次に掲げる要件を全て備えている方。</p> <p>① 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方（就職と同時受講でも可）</p> <p>② 「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」及び「介護分野就職支援金貸付事業」により貸し付けを受けたことのない方</p> <p>③ 宮崎県内において障害福祉職員（※1）として就職又は内定した方</p> <p>④ 「障害福祉分野就職支援金利用計画書」を提出した方（貸付申請時でも可）</p> <p>※1 <u>障害福祉職員とは、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）（以下、「身体障害者福祉法」という。）第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者</u></p>
貸付額	200,000円以内
利 子	無利子（ただし、返還遅延の場合は延滞利子が加算される場合があります。）
貸付金の交付	貸付決定後、必要書類の提出があり次第速やかに交付します。
返 還 免 除	宮崎県内の貸付対象となる事業所又は施設において、2年間、障害福祉職員の業務に従事したとき
返 還	<p>以下の場合就職支援金の返還が発生します。</p> <p>① 宮崎県内において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。</p> <p>② 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。</p>
申 請 書 類	<p>以下の書類の提出が必要です。</p> <p>① 貸付申請書（本会様式）</p> <p>② 誓約書（本会様式）</p> <p>③ 世帯全員の所得証明書（学生、生徒及び未就学児を除く）</p> <p>④ 連帯保証人の所得証明書（連帯保証人は、原則として65歳未満で保証能力がある方とします）</p> <p>⑤ 障害福祉分野就職支援金利用計画書（本会様式）</p> <p>⑥ 障害福祉分野に就職するにあたり受講した研修等の修了証明書の写し</p> <p>⑦ 雇用（内定）に関する証明書（本会様式）</p> <p>⑧ 個人情報取扱同意書（本会様式）</p> <p>⑨ その他会長が必要と認める書類</p>

申請の流れ	貸付申請者（提出書類①～⑧を揃えて）→宮崎県社会福祉協議会 ※ 提出書類⑨は会長が必要と認める場合
申請期間	令和3年9月1日（水）から令和4年2月15日（火）必着 （各年度の貸付枠に達した場合は申請期間中であっても募集を締切ります。申請される前には必ず福祉人材貸付相談室へ御連絡ください。）
問合せ先	〒880-8515 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内人材研修館内 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 福祉人材センター 福祉人材貸付相談室 電話 0985-61-2424 FAX 0985-26-2828